

# 假名源流考

## 第一章 序 說

此篇の目的。

古今文獻上の字音の淆雜せる状態。

此の篇の目的は、假名の原音となれる古來の字音につきて、其の性質傳來を尋ね、以て古今の假名の本源を明らかにするに在り。抑、我が國古今の文獻上に現はれたる字音を通觀するに、漢字の初めて傳はりし世代は未だ詳かならざれど、蓋し當時の字音、先づ之が基礎となりしならん。かくて後、時代を逐ひて入り來りし六朝以往の歴代各種の字音と、一たび三韓を經過して、稍、其の方音に類化せし者と、相合して之に加はり、以て推古天皇の御世より奈良朝初期までの假名、及び地名人名等の字音となれるなるべし。また爾後飛鳥朝より始まりて、奈良朝を經、平安朝の初期に至り、最も盛に入り來りし唐代の時音は、舊傳の諸音と相半して世に行はれ、鎌倉以後の幕府時代を過ぎて、現時に至るまで其の



間、宋元明清の時音も亦次第に加はれるものあり。加之近世韻鏡の學の行はれてより、一二の音例によりて類推せる理論上の音さへ之に混ざるに到れり。我が國の文獻上、種々なる字音の淆雜せる状態、以て見るべきなり。かくても尙、假に韻學家の舊説に従ひ、漢音に近きは漢音の轉じたるなり、吳音に似たるは吳音の訛れるなりなどいひ、若しくは類隔往還など稱する韻鏡上の諸法門に依頼するのみにて、深く究めずして止まんには、事無きが如くなれど、一たび古今の文獻を通じて、實際に使用せられたる所を仔細に検討するときは、鎌倉以後は姑く措き、中古以上のみについて視るも、其の音例の區々にして錯綜せる、到底漢吳の二音若しくは一時代の音によりて成れる韻鏡の如き簡單なる一圖を以て能く之を統括し、若しくは解釋し得べきところにあらざるなり。

我が國の字音の淆雜せる状態は此の如し。然るに、本編の目的を完全に達せんと欲するには、必ず其の字音に對して、各時代各地



研究の端緒。

漢字渡來に關する  
史冊上の記事。

方より隨時入り來れるものを辨別し、一々其の性質傳來を尋ね、而して後、此の假名は某の音に原づき、彼の假名は何の韻より來れるかを明らかにせざるべからず。されば此の編の目的に對する研究の前途は、實に多々至難の問題を以て梗塞せられたりと謂ひて可なり。編者の如く、此の研究に最も切要なる音韻の學と、史學の識とに乏しきものにして、能く其の事に當り得べきところにあらず。然るに、こゝに幸なるは、偶、推古期に於ける古文獻の今に遺れるものありて、其の中に使用せられたる眞假名に、周代古韻と一致せるものあるを知りてより、圖らず研究の端緒を得、是に從來諸先輩の蒐集せられたる材料と、論究せられたる諸説とを合考輯綴して、こゝに辛うじて此の編を爲すことを得たるなり。請ふ、研究の次第を逐ひて、次章より記述するところを看よ。

## 第二章 漢字の傳來

漢字の、始めて我が國に傳はれることは、應神紀に、



十五年秋八月壬戌朔丁卯、百濟王遣阿直岐、貢良馬二匹。中略阿直岐亦能讀經典、即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、對曰、有王仁者是秀也。時遣上毛君荒田別、巫別於百濟、仍徵王仁也。其阿直岐者、阿直岐史之始祖也。十六年春二月、王仁來之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁、莫不通達。故所謂王仁者、是書首等之始祖也。

古事記に、

百濟國主照古王、以牡馬壹疋、牝馬壹疋、付阿知吉師。此阿知吉師者、中阿直史等之祖也。又科賜百濟國、若有賢人者、貢上。故受命以貢上人名和邇吉師、即論語十卷、千字文一卷、并十一卷、付是人、即貢進。此和邇吉師、下者、文首等祖也。

續日本紀に、

津連真道上表言、真道等本系出自百濟貴須王、貴須王者百濟始興第十六世王也。中畧及近肖古王、遙慕聖化、始聘貴國、是即神功皇后攝政之年也。其後輕島豐明朝御宇、應神天皇、命上毛野氏遠祖荒田別、使於百濟、搜聘有識者。國主貴須王、恭奉使、旨擇採宗族、



漢字の渡來、阿直岐王仁來朝以前に在り。

遣<sub>シム</sub>其孫辰孫王<sub>一名智宗王</sub>隨<sub>テ</sub>使入朝<sub>セ</sub>。天皇嘉焉、殊加寵命、以爲皇太子之師矣。於是始傳書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於此。

などある阿直岐王仁等、來朝の時の外、他に傳ふるところなし。然れども、今こゝに擧ぐるところにては、其の文意一も從來曾て無かりし漢字を始めて我が國人に教へ授けたるさま見えずして、唯其の傳ふるところは、經籍の上へのみありしものゝ如し。惟ふに、こは漢字の入ること既に久しく、人名地名物數等は勿論、簡單なる事項を記すが如きは、夙に行はれしには非るか。太古は姑く措き、崇神天皇の御宇、任那の來服あり。仲哀天皇の御宇、秦氏の祖功滿王の投化あり。功滿王もと秦の苦役に堪へず、韓地に逃れて數百年の間流寓せる良隸の後裔なるが如くなれば、漢字の傳來覺束なきに似たりと雖も、既に其の首領たるものを功滿王など稱する上は、必ず多少の文字ありしならん。然るときは、征韓役の起れる際など、文字の必要ありしは勿論なれば、此の時多少の邦人に傳へ授けしこと絶えて無かりしとは謂ふべからず。これら



崇神天皇以來、開  
化の程度。

の臆測は何れにもせよ、崇神天皇以來の開化の程度と、我が國民  
早く航海の術を知りて、文字を有せる對岸諸國との往來交通、自  
由なりしさまとを考へ合せても、此の時以前、既に漢字ありしこ  
とは推測せらるべし。こは獨編者のみにはあらず、伴信友以來の  
諸先輩の所見も亦皆然らざるはなし。されば今にして更に迂説  
を述ぶるの要なけれど、事の順序として聊かこゝに略言せざる  
を得ず。請ふ先づこゝに擧ぐるところの崇神紀の一節と、姓氏錄  
にいふところとを併せ看よ。

十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍、以平<sup>テ</sup>戎夷<sup>クル</sup>之狀<sup>マテス</sup>奏焉。是歲異

俗多歸<sup>マキキテ</sup>國內安寧<sup>ナリ</sup>。崇神紀

吉田連<sup>キチ</sup>、大春日朝臣<sup>タ</sup>同祖<sup>ナリ</sup>。觀松彦<sup>マツヒコ</sup>香殖稻<sup>カエシネ</sup>天皇<sup>ミコ</sup>、皇子<sup>ミコ</sup>天帶彦<sup>アマタラシヒコ</sup>國

押人命<sup>オシヒト</sup>四世孫<sup>ヒコクニ</sup>、彦國<sup>ヒコクニ</sup>嘗命<sup>ツクノ</sup>之後也。昔、磯城<sup>シ</sup>瑞籬宮<sup>キノミヅカキヤ</sup>御宇<sup>ニ</sup>、御間城<sup>アモノシタ</sup>入彦<sup>ミマキイリヒコ</sup>

天皇、御代、任那國<sup>シテ</sup>奏曰、臣國<sup>カ</sup>東北有<sup>ニ</sup>三巴汶地<sup>ニ</sup>。上巴汶<sup>上</sup>中巴汶<sup>中</sup>地方<sup>ニ</sup>三百

里<sup>アリテ</sup>、土地人民亦富饒<sup>ナリ</sup>、與新羅國<sup>ニ</sup>相爭、彼此不能<sup>モ</sup>攝治<sup>ヲサムルコト</sup>、兵仗相尋<sup>イクサ</sup>、民不

聊生<sup>レ</sup>。臣請<sup>レ</sup>將軍令<sup>ニ</sup>治<sup>ニ</sup>此地<sup>ヲ</sup>、即爲<sup>ニ</sup>貴國之部也。天皇大悅、勅<sup>シテ</sup>群卿令<sup>ム</sup>奏<sup>セ</sup>



應遣之人。群卿奏曰、彦國菴命孫、鹽垂津彦命、頭上有贅三岐如松

樹、因號松樹君其長五尺、力過衆人、性亦勇悍也。天皇令鹽垂津彦命遣奉

勅而鎮守。彼俗稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏。姓氏錄

右の姓氏錄なる任那國、自ら來りて巴汝の地を獻ずることは、元  
崇神紀にあるべきなれども漏れたるが、偶、吉田氏の氏文により  
て傳はれるを、姓氏錄に記されたりと見ゆ。乃ち之を崇神紀と併  
せて、此の御世既に隣邦をして、求めざるに自ら來りて地を獻ず  
るのみならず、臣妾を稱して尙且恥ぢざらしむるものは、實に當  
時に於ける皇徳の盛なる國力の大なる、之を推想するに餘ある  
にあらずや。

次に三國史記新羅本紀なる始祖より十世昔奈解王まで、即ち  
我が崇神天皇より神功皇后征韓前まで、凡そ二百餘年間に於け  
る我が國に關する記事を看よ。

始祖朴赫居世八年、漢宣帝の五鳳元年、我が崇神天皇の四十年倭人行兵欲犯邊、聞始祖有神德乃還。

神功皇后、征韓以前に於ける三韓との交通頻繁なりし狀況。



二世、朴南解王、八年、(漢、新莽の三年、我が垂仁天皇の四十年。)倭人、遣兵船百餘艘、掠海邊、民戶、發六部、勁兵以禦之。

四世、昔脫解王、一云吐解、姓昔、脫解、本多波那國所生也、其國在倭國東北一千里。二年、(漢、明帝の永平二年、我が垂仁天皇の八十八年。)夏

五月、與倭國結好交聘。

同、十六年、(漢、明帝の永平十六年、我が景行天皇の三年。)倭人、侵木出島、王遣角干羽鳥、死之。

六世、朴祇摩王、十年、(漢、安帝の建光元年、我が景行天皇の五十一年。)夏四月、倭人侵東邊。

同、十一年、夏四月、訛言、倭兵大至、爭遁山谷。

同、十二年、冬十二月、與倭國講和。

八世、阿達羅王、五年、(漢、桓帝の延熹元年、我が成務天皇の二十八年。)春三月、開竹嶺、倭人來聘。

同、二十年、(漢、靈帝の建寧四年、我が成務天皇の四十年。)夏五月、倭女王卑彌乎、遣使來聘。

九世、伐休王、十年、(漢、獻帝の初平四年、我が仲哀天皇の二年。)六月、倭人大饑、來求食者千餘人。

十世、奈解王、十三年、(漢、獻帝の建安十三年、我が神功皇后の八年。)夏四月、倭人犯境、遣伊伐殄

利音、將兵拒之。

是等の倭兵は、多くは皆後代に所謂倭寇の類にして、西南地方なる豪族等の所爲に出でて、或は朝廷には關知せられざりしなら



上古我が國と漢土との交通の狀態。

んにもせよ、是等によりて自然に國家の勢力を増大し、遂には任那の歸服をも促し、ならん。既に任那我に歸服したる後は、其の外交關係より、屢、新羅征討の軍を發せられしことも有りけるならん。其の事實の有無は措きて、一たび、三國史記の記事を通讀したらんには、誰人か我が國民の、夙に航海の術に熟し、眼に鯨波巨濤なく、舟楫の通ずるところ、宛も里閭の間を往來するが如くなりしさまを想見せざるものあらんや。既に此の如くなりしかば、支那方面に對しても、後漢書東夷傳に、後漢書は、宋、范曄が撰にして、東夷傳の大部分は、晉、陳壽が魏志の倭人傳を取りて記けるもの、如くなれど、此處に引ける一二の部分、他に據るところありて記し、もの、如し。

倭凡百餘國、自武帝滅朝鮮前漢書に元封三年、朝鮮殺王降、置眞番、臨屯、樂浪、玄菟、四郡と見えたり。元封元年は、神后征韓前三百十年にして、我が開化天皇四十八年なり。これより後五十年新羅初めて興る。使譯通於漢者三十餘國、皆稱王世

世傳統、其大倭王、居邪馬臺國中略光武中元二年垂仁八十五年倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬下略

と記載せられたり。以て直接に漢に往來交通せし事も亦既に久しきを知るべし。又光武が印綬を與へたりしことの事實なるこ



委奴國王の印の發掘。

我が國上古に於ける開化の程度より推せば、必ず文字無かるべからず。

帝王本紀中の古字。

とは、天明中筑前志賀島より發掘せる

農夫甚兵衛といふが、村内の溝を濶はんとして、大石の下に埋藏せられたる

を發見せるなりといふ。

漢、委奴國王と鐫りたる黄金印と符合せるにて明らか

なり。かく漢廷に於て委奴國は、倭國の南邊なる一小國と知りつ

つ、貴重なる金印を鐫りて與へたりしは、既に我が國を以て無文

の蕃夷として遇せざりしと、如何に我が本土を強大視せしかと

を推測するに足るべし。

委奴國の事につきては、迂説あれどこゝに悉す能はず。別に古韓音考中に詳述するを見よ。

以上の事實を合せ考ふれば、崇神垂仁の御世以前の開化の意外

に高度に達したりしと、對岸諸國との交通自由なりしこと、は

既に明瞭なりといふべし。然るときは、自然の情勢として、必ず事

物を記録すべき文字の必要起らざるを得ず。然るに古來未だ曾

て固有の文字として疑無きもの、世に留存せるものを見ざる

は何故ならん。こゝに唯、欽明紀二年、泊瀨部、皇子の注に、

一書云、其一日茨城皇子、其二日埜部、穴穗皇女中略其五日泊瀨部、

皇子ト帝王本紀多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習讀、以意刊改、

傳寫スルコトニ既多、遂致舛雜、前後失次、兄弟參差、今則考覈古今、歸其真正、



帝王本紀の古字は、固有の文字にあらず。

推古期の異體の漢字。

一往難識者且依一撰而注詳其異他皆效此。

とある古字、或は是ならんかの疑なきにしもあらず。實に、こは推古朝に成れる帝王本紀の現存せる書紀編集當時の記事なれば、帝王本紀には、異體の古字を交へ記されたるは事實なるべし。されば、從來固有文字説を主張せる人々は、頼て以て唯一無二の確據と爲すところなり。此の古字、實に古有の文字ならんには、誠に能く上古の人文開進の程度に適したるものと謂ふべし。然れども、今此の注文を取りて、平心に之を読み味ふるに、後人習讀以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜といへるさま、古體の漢字の多く交りたるが、読み難きまゝに、傳寫せるものゝ意に任せて寫し僻めたるによりて、皇子たちの次第をも辨じ難きまでになれる情況を敍べたるものゝ如く見ゆるが上に、推古期前後には、異體の漢字ありて、法隆寺金堂釋迦光背銘なる法興、世、同じく四天王の光背なる利古、時代稍降りたれど東大寺古書中に川を川、又を父、閉を刁、氏を豆、辛を庠など書ける等少からずして、是より溯るに隨ひて



帝王本紀の古字は、固有の文字なるべき説。

如何に多かりけんと思ひやらるゝなど考へ合はするときは、ここに古字といふは、固有の文字を指せるにあらで、それらの奇古異體の漢字を斥したるにあらざるか。若し果して固有の文字ならんには、古字とのみ謂はで、他に記すべき様も有るべきならずや。此の古字、編者の見る所の如く若し漢字の古體とするときは、漢字の渡來太古に在りといへる先輩の説と符合するのみならず、人文開進、文字の必要起ると共に、夙く漢字の渡來せるありて、之に應じたることゝなり、以て、我が國上古固有の文字無かりし理由も初めて明らかかなりと謂ふべし。かく言はゞ、東國通鑑に、百濟、近肖古王二十九年、晉、寧康二年、以高興爲博士、百濟自開國未有文字、至是始有書記。

とあるを引きて、近肖古王二十九年は、我が仁徳天皇六十二年、東晉の孝武帝が寧康二年に當りて、羲之が頃なり。故に、字體は後代に略、同じければ、其の頃始めて百濟に渡り、夫より我が國に入りたりとするときは、書紀時代に讀み難きばかりの古體にては有



るまじ。さらば、欽明紀の注なる古字は、漢字にあらで、固有の文字と見るの外無かるべし。其の古字の漢字ならぬと否とは姑く措き、右の通鑑の記事に據るときは、編者の説は、全く事實と齟齬するものと爲さざる可からずといふものもあらん。

抑、此の通鑑の文は、三國史記を節約せるものにして、其の際、文意を誤れるものなるが故に、之に據りて文字の有無を定むべからず、そは其の原本なる三國史記には、

三十年十一月、王近肖古王なり、薨。古記云、百濟開國已來未有以文字テスコトヲ記事

至是得博士高興始有書記、然高興未曾顯於他書、不知其何許人ナルカタ

とありて、文字の絶えて無かりしと謂ふにはあらで、漢文にて正しく記せる歴史あらざりし意なり。かくても、尙信ぜずんば、同書、

高勾麗本紀、嬰陽王、大元十一年推古八年に、

春正月、遣使入隋朝貢、詔大學博士李文真、約シテ古史ヲ爲ス新集五卷、國ト初ニ始テ用キ文字ヲ時ニ有人スコト記事ト、至是刪修セシム

とあるを一讀せよ、國初とは、高勾麗の始祖東明王の世を指せる

高勾麗の始祖の時、既に一百卷の留記あり。



高句麗の國初、既に百卷の書あり。それより三百年の後の百濟に文字無し。是信すべからず。

周末漢人の韓地に入るもの多し。

にて、東明王は、崇神垂仁の御宇に當れば、百濟の近肖古王を距る三百年の前に在り。然るに既に一百卷の記録あるに至れるに、此の高句麗より、僅かに二十年の後に興りて、以來之と對立して、幾百年に及べる百濟にして未だ曾て文字有らずとは解す可からざるにあらずや。然れども、尙高句麗の國初、既に一百卷の留記ありしことを疑ふものあらんか。是に到りては此の時代に於ける周圍の情況を詳かにするより以外、他に方法なかるべし。請ふ左の漢史に記すところを一過讀せよ。

史記朝鮮列傳云、朝鮮王滿者故、燕人也。自始全燕時、嘗略屬眞番、朝鮮、爲置吏築鄣塞。秦滅燕、屬遼東、外徼漢興、爲其遠難守、復修遼東故塞、至沮水爲界、屬燕。燕王盧綰反、入匈奴、滿亡命、聚黨千餘人、魁結蠻夷、服而東、走出塞、渡沮水、居秦故空地上下、鄣稍役屬眞番、朝鮮、蠻夷及故燕齊亡命者、王之、都王險。滿得兵威財物、侵降其旁、小邑眞番、臨屯、皆來服屬、方數千里、傳子至孫、右渠所誘、漢亡人滋多。

略下



魏志濊傳云濊南與辰韓北高句麗沃沮接東窮大海今朝鮮之東皆其地也戶二萬昔箕子既適朝鮮作八條之教以教之無門戶之閉而民不爲盜其後四十餘世朝鮮侯淮僭號稱王陳勝等起天下叛秦燕齊趙民避地朝鮮數萬口燕人衛滿魑結夷服復來王之漢武帝伐滅朝鮮分其地爲四郡自是之後胡漢稍別無大君長下略

又韓傳云侯淮既僭號稱王爲燕亡人衛滿所攻奪魏志は晉陳壽の撰に於て宋裴松之が

集註せしなり次の魏略は其の集註に引けるところにして魏魚豢の撰べるものなり魏志の文は魏略の説を約して取れるところ多きはこの本文と魏略とを合せ見て知るべし。

魏略曰昔箕子之後朝鮮侯見周衰燕自尊爲王欲東略地朝鮮侯亦自稱爲王欲興兵逆擊燕以尊周室其大夫禮諫之乃止使禮西說燕燕止之不攻後子孫稍驕虐燕乃遣將秦開攻其西方取地二千餘里至滿潘汗爲界朝鮮遂弱及秦并天下使蒙恬築長城到遼東時朝鮮王否立畏秦襲之略服屬秦不肯朝會否死其子準立二十餘年而陳項起天下亂燕齊趙民愁苦稍稍亡往準準乃置之於西方及漢以盧綰爲燕王朝鮮與燕界於溟水漢史記に溟に作る及綰反入匈奴燕人衛滿亡命爲胡服東度溟水詣準降說



準<sub>ニ</sub>求<sub>ム</sub>居<sub>テ</sub>西<sub>ニ</sub>界<sub>ノ</sub>故<sub>ノ</sub>中國<sub>ノ</sub>亡<sub>ニ</sub>命<sub>ヲ</sub>爲<sub>シ</sub>朝鮮<sub>ノ</sub>藩<sub>ト</sub>屏<sub>ト</sub>準<sub>ニ</sub>信<sub>ジテ</sub>寵<sub>シテ</sub>之<sub>ヲ</sub>爲<sub>シ</sub>博士<sub>ト</sub>賜<sub>フニ</sub>以<sub>テ</sub>圭<sub>ト</sub>封<sub>シテ</sub>之<sub>ヲ</sub>百<sub>ニ</sub>里<sub>ニ</sub>令<sub>シム</sub>守<sub>ニ</sub>西<sub>ニ</sub>邊<sub>ノ</sub>滿<sub>ニ</sub>誘<sub>フ</sub>亡<sub>ニ</sub>黨<sub>ヲ</sub>衆<sub>ヲ</sub>稍<sub>シ</sub>多<sub>シ</sub>乃<sub>チ</sub>詐<sub>テ</sub>遣<sub>テ</sub>人<sub>ヲ</sub>告<sub>テ</sub>準<sub>ニ</sub>言<sub>ハシム</sub>漢<sub>ノ</sub>兵<sub>十</sub>道<sub>ヨリ</sub>至<sub>リ</sub>求<sub>ム</sub>入<sub>リ</sub>宿<sub>ニ</sub>衛<sub>ニ</sub>遂<sub>ニ</sub>還<sub>リテ</sub>攻<sub>ム</sub>準<sub>ヲ</sub>準<sub>ニ</sub>與<sub>テ</sub>滿<sub>ト</sub>戰<sub>シ</sub>不<sub>レ</sub>敵<sub>セ</sub>也<sub>ト</sub>。

將<sub>キテ</sub>其<sub>ノ</sub>左<sub>ニ</sub>右<sub>ニ</sub>宮<sub>ノ</sub>人<sub>ヲ</sub>走<sub>テ</sub>入<sub>リ</sub>海<sub>ニ</sub>居<sub>リ</sub>韓<sub>ノ</sub>地<sub>ニ</sub>自<sub>ラ</sub>號<sub>ス</sub>韓<sub>ノ</sub>主<sub>ト</sub>。

魏<sub>ノ</sub>略<sub>曰</sub>其<sub>ノ</sub>子<sub>及</sub>親<sub>留</sub>在<sub>ル</sub>國<sub>者</sub>因<sub>テ</sub>冒<sub>シ</sub>姓<sub>韓<sub>ノ</sub>氏</sub>準<sub>ノ</sub>王<sub>海</sub>中<sub>不</sub>與<sub>テ</sub>朝鮮<sub>相</sub>往<sub>來</sub>也。

後漢書東夷傳云、秦并六國、其淮泗、夷皆散爲民戶。陳涉起兵、天下崩潰。燕人衛滿、避地朝鮮、因王其國、百有餘歲。武帝滅之。於是東夷始通上京。王莽篡位、貊人寇邊。建武之初、復來朝貢。時遼東太守祭彤、威襲北方、聲行海表。於是濊、貊、倭、韓、萬里朝獻。故章和已後、使聘流通、逮永初、多難、始入寇鈔。桓靈失政、漸滋曼焉。自中興之後、四夷來賓、雖時有乖畔、而使驛不絕。故國俗風土、可得略記。東夷皆土著、憲飲酒歌舞、或冠弁、衣錦、器用俎豆、所謂中國失禮、求之四夷者也。又云、辰韓耆老自言、秦之亡人、來適韓國、而馬韓割東界地、以與之、相呼爲徒、有似秦語、故或名之爲秦韓、有十二小國、各萬戶、稱國。



是等の記事によりて、箕子が朝鮮に封ぜられてより、子孫相繼ぐこと四十餘世なりといひ、秦時燕齊趙の民の亂を韓地に避くるもの數萬口といひ、漢初燕人衛滿、黨を聚むること千餘人、塞を出でて沮水を渡り、箕子を亡して王となれりといひ、漢孝武、其の衛滿が建てたる朝鮮を滅して、四郡を置きたりといふ、其の間に於て、漢人の來りて韓民と雜居せるもの、如何に多かりしかを推測するに餘りあるべし。尙其の以後、三國鼎立時代となりては、三國史記に、

新羅本紀、朴赫居世、三十八年

(漢成帝鴻嘉元年、我が垂仁天皇の十年。)

春二月遣瓠公聘馬

韓、馬韓王讓瓠公曰

略中

前此

略中中國之人

苦秦亂

東來者衆多

處馬韓

東與辰韓雜居、至是寢盛

略中故馬韓忌之

有責焉

略中瓠公者、未詳其族姓

本倭人、初以瓠繫腰渡海而來、故稱瓠公。

高句麗本紀、國川王十九年

(我が仲哀天皇の六年。)

中國大亂、漢人避亂來投者

甚多。是漢獻帝建安二年

ナリ

又山上王二十一年

(建安二十三年、我神后の八年。)

秋八月、漢平州人、夏瑤以百姓一



千餘家來投<sup>ス</sup>王納之。

とあるを以て見れば周秦の間に入りたるものあるが上に、兩漢末にも亦頗る多かりしを知るべし。

東方に漢字傳播すべき事情。

以上の如く、衛滿より新羅始祖まで、百六十年の間、常に周末若しくは西漢の文藝を以て育はれたる治者の下に服屬し、多少の文字を知れる亡人移民と雜居して、朝暮相接しながら、尙且一丁の文字をだに傳ふること莫かりしとは、人文學上解すべからざることゝ爲す。況やそれより四百年の後なる百濟の近肖古王の時に至るまで、未だ曾て文字あらざりしといふに於てをや。是を以て之を觀れば、三韓建國の始より、純粹の漢文こそなけれ、人名地名又は簡易なる事項を記載するが如きは行はれたりしこと、復疑を容るゝの餘地なかるべし。既に然らば、百濟近肖古王の時の、未有文字の記載の誤謬なるは勿論、たとひ爾か記されたりとも、傳聞の誤として之を抹殺して可なりと信ずるなり。

石上神宮の神庫、神后五十二年に百濟王の獻じたりといふ七枝刀に銘文ありて奉化四年などとも讀まば讀まるゝ句も見ゆ。發見者菅政友の説によれば、こは、西晉の泰始四年ならんと



太古漢字有りし説  
と語部との關係。

いへり、果して然らんには百濟には近肖古王より八十年前既に漢字  
あること確定して、此の記事は他證を待たずして抹殺して可なり。三韓に於ける建  
國の初めより、夙に漢字ありしことは、爾く推斷することを得た  
り。然るときは、我が國神代以來漢韓地方と、神人の往來絶えざり  
し、崇神天皇以往に於ても亦夙に漢字渡來して、既に久しかりし  
を知るべきなり。或人いふ我が國太古以來、世々語部の職を置き  
て、古事を語り傳へしことあり。若し漢字にして既に存在せしな  
らんには、之を記述して傳ふるの確實なるに如かず。何を苦し  
て語部を置くの必要あらん。然るに、既に之ある以上は、之を記述  
すべき文字無かりしに由らざる可からず。此の點より見るとき  
は、上古文字有らざりし説、尙命脈を保てるものに似たるは如何  
にと。此の説一理無きにあらず。姓氏錄、天語連アメノカタリノムラジあり。延喜式、語部古  
事を奏することあり。天語連は、蓋し太古天上の事を口づから語  
り傳へたるより出でたるものなる可ければ、語部の起る太古未  
だ文字あらざりし時に在りしは勿論なるべし。されども、文字文  
章の、事を記すべきもの既に備はれる時に至るといへども、尙語



部の必要ありけんことは、帝王本紀の存せし天武天皇の御宇、御身親ら稗田阿禮に口授して語らしめ給ひしことあり。後代に於ても、太平記の讀むべきものあるにも關らず、之を口演し、常語のまゝに記せる稗史小説あると同時に、講談落語を以て其の口を翫するものあるにても、之を推知すべし。斯の如く文字の存在と、語部の職有りしとは、共に相容る可からざる事實にあらざるを以て、語部の存在を以て、直ちに文字の存在を否定し得べきにあらず。さりながら、語部の存在は、當時に於ける文字の、十分に事を敘述するの力無かりしことを示せるものなるが故に、今こゝに、漢字の渡來太古に在りしと推斷すといへども、其の漢字は僅かに地名人物數等を記し、若しくは簡單なる事項を誌し得るに過ぎざりけんは言を待たざるところなり。併しながら如何に謂ふとも元是邈たる太古のこと、たとひ傍證ありて爾く推斷すとも、尙當時に於ける我が國人の製作として明證ある金石類の銘文の發見せらるゝに非ずば、未だ以て、不易の斷案を下すこと能

太古に夙に文字ありし推斷。



はず。前の註にいへる石上神宮の七枝刀を初め、其の他にも古墳より發掘せられたる古劍の說あれば、之によりて、未だ我が國に文字を使用せる證と爲すこと能はず。故に、文字の渡來、使用の世代は姑く

之を措き、こゝに一轉して、隋唐以降の字音の未だ多く入らざりし推古天皇より以前に於ける當時の遺文中に使用せる假名を考察して、その文字と音韻との來源を尋ね見んとす。

### 第三章 推古天皇時代の遺文

上古記録ありし記事。

抑、應神天皇の御宇、阿直岐、王仁等渡來以前の如きも、既に前段の如く推斷せらるゝ所なれば、其の以後に於て正しく種々なる記録ありしは勿論の事にて、既に其の事の史冊に散見せるもの一二にして足らず、そは仁徳紀四十一年に遣紀角、宿禰於百濟、始分國郡壇場具錄、郷土所出といひ、履仲紀四年に、始之於諸國置國史記、言事達四方志といひ、允恭紀四年に、盟神探湯もて氏姓を正されし時には、別に記録せるものを獻らしめ給へることは見えざれど、弘仁私記の序の注に以前大和國高市郡有釜是也、後世帝王



推古天皇の御宇、  
修史の情況。

見被覆車每世令獻本系藏圖書寮とあるによりて推せば、此の時より以後は、氏文、本系牒の如き家々の出自、傳統、故事等を記載せるものを獻らしめられしことを知るべし。是等によりて考ふるときは、應神天皇以往は知らず、それより以來推古天皇の御宇までの間には、記録せられたる公私の文書頗る多かりしことならん。されば、推古紀二十八年に、皇太子、島、大臣共議之錄<sup>ニタハカリテ</sup>天皇記及國記、臣連、伴造、國造<sup>モ、ヤツトモ</sup>竝<sup>ニ</sup>公民等<sup>ニオホミタカラドモ</sup>本記とある當時には、是等の記録文書は悉く聚まりて、馬子が飛鳥川上<sup>ホトリ</sup>の第に堆積せられしならん。然るに、蝦夷父子が、皇極天皇の四年に誅に伏せるをりに尙脱稿のまゝなる國史と共に豊浦の第にありなどして船、惠尺が辛うじて取り出せる燼餘の國記より以外は盡く灰燼と化<sup>ナリ</sup>もやしけん。その片端だに遺らざるは豈惜しむべき限りならずや。既に然らば、何によりて、此の時代に於ける文獻を明らめ、本篇の目的を達することを得べきか。そは唯、推古天皇の御宇に至りて、佛法興隆の結果、新に堂塔の建設せらるゝもの多く、金石の工作、

推古期遺文の多かる所以。



遺文と假名の研究  
との關係。

推古期遺文の蒐  
集。

亦之に伴ひて起りしより、其の由來を記せる緣起、若しくは銘文となりて、世に遺れるものあるが故に、僅かに之に頼るの一途あるのみ。但し是等の文體は、多くは漢文體なるを以て、是によりて、當時の國文の眞面目を領略するに困難なりといへども、稀には國語を基礎として記せる所謂史部の文ありて、それらは勿論漢文體のものといふとも、當時の人名、地名等は多くは眞假名を用ゐたるが故に、此の篇の目的たる假名の源流を探るの資に供して殆ど十分なりとす。

是に於て編者は、其の推古天皇時代に於ける遺文中多少の假名ありて此の研究の徵證となるべきもの、蒐集に力め、辛うじて左の九篇を得たり。

- 第一 伊豫道後溫湯碑文
- 第二 元興寺露盤銘
- 第三 法隆寺金堂藥師光背銘
- 第四 元興寺丈六光背銘



第五 法隆寺金堂釋迦佛光背銘

第六 天壽國曼荼羅繡帳銘

第七 法隆寺三尊佛光背銘

第八 上宮記逸文

第九 上宮太子系譜

遺文の取捨。

是等の外、此の種類の遺文として世に知らるゝものに、崇峻天皇四年の作と稱する法隆寺舊藏御物金銅觀音臺座に鐫れる辛亥年七月十日云々の銘及び推古天皇十四年のものと稱する同觀音臺座の歲次丙寅年云々の銘には、共に假名あれど、其の辛亥は孝徳天皇の白雉二年にて、丙寅は天智天皇稱制五年のものなる確なる理由あるが故に、是に加へず。又河内西琳寺古記なる欽明天皇二十年に作れりといふ金銅彌陀光銘にも假名ありて頗る古きものゝ如く思はるれど、時代につき疑ふべき點あれば亦取らず。舊事記中の國造本紀は、馬子等が撰べるものゝ偶々留存せるなりとは殆ど其の筋の學者の通論なりといへども、其の記載の事實はともあれ、真假名及び文體の上に於ては此の時代のものとして取り難き點少からざれば亦こゝに算擧せず。

是より、以上九篇の次第を逐ひて、別卷に列擧せる證本寫眞中の



伊豫道後溫湯碑文。

遺文を、一々常用文字に改め、之に擬古の傍訓を施し、且毎文の下に、難解の字句を註釋し、疑貳の事項を考證せり。是等のことは、元本篇主要の事に屬せずといへども、主要なる假名の源流を示すべき遺文を提出して、之を讀者に紹介するに當り、其の讀法意義不明にして、疑貳の點有るをも顧みざるは、編者の忍びざるところなればなり。讀者にして若し其の枝葉に涉り、煩冗を厭ふものあらば、之を心目に經ずして看過して可なり。

第一 伊豫道後溫湯碑文 證本寫 眞第一

法ノリ興オコリシ六ムトセニ年トシノ十カミナツキニ月ホシノ歲ヤドレルニ在ヒノエノ丙タツニ辰アガ我ホフ法ワウノ王オホ大キミ王ト與ニ惠ニ  
總ノリ法シ師マタ及カツラ葛ギ城オミ臣イデマシテ道イ遙ヨ夷サトニ與マノア村シテ正ミツナハ觀シテ神カミノ井ミキチ歎メデマシテ  
世ヨニ妙クスシキ驗シルシ欲アルテ敍オモホシテ意ノベマクツノコロコト聊ツクリタ作マヘラク碑イシヅミノ文フミ一ヒト首クダリテ惟ヒト夫クダリテ日ヒト月クダリテ照ヒト  
於ニ上ニ而レ不レ私レ神ニ井ニ出ニ於ニ下ニ無レ不レ給ニ萬ニ機ニ所ニ以ニ



妙應、百姓所以潛扇。若乃照給無偏私、何異ナラシ于壽國。隨華臺而開合、沐神井而瘳疹、詎升于落花池而化溺。窺望山岳之巖嶿、反冀子平之能往、椿樹相蔭而穹窿、實想五百之張蓋臨朝、啼鳥トトリ而戲ナキ、何曉亂音之聒耳。丹花卷カサネテ葉而映照、玉菓彌葩ハビコリテ以垂井、經過其下、可優遊。豈悟洪灌霄庭、意與才拙、實慚七步。後定、君子幸無ニ蚩咲也。

第一遺文の出處。

此の文、釋日本紀述義十、幸于伊豫、溫湯宮の條に引きたる伊豫風土記の逸文中に見えたり。蓋し此の時に扈從せる百濟惠總法師の手に成れるならんか。是實に我が國、最古の金石文なる



前田侯爵家所藏釋  
日本紀は、作者手  
寫の眞本なり。

べし。惜しいかな、原碑早く埋没して所在を知らず。

此の文を引く所の釋日本紀は、卜部兼方

目次の末に、通議大夫祠部員外郎雍州刺史卜部宿禰懷賢釋と

ある懷賢の傍に、眞本には兼方事也と記せる由國史大系に見ゆ。

の作にして、後二條天皇の正安三四年

の間に書寫せしものなること、書中作者の言を記すに、毎に兼方云としたると、前田侯爵家所藏の第五卷の奥書中、書寫の傍に兼方と記し、其の符箋に此の撰者卜部兼方也とあるにて明確なり。而して侯爵家所藏の本は、其の作者の手ら書寫點校せる有一無二の眞本にして、世に釋紀の異本多しといへども悉く此の本の轉寫なりといふべし。

此の文、全篇漢文體なるが故に、國文研究に資する處なく、本篇の目的に對しては、唯夷與の二字あるに過ぎずといへども此の時代の文章の通式を知らんとするには亦缺く可からず。

序文なる法興六年歲次丙辰は、推古天皇四年なり、法興は、所謂逸年號にして、正史に用ゐられず。其の元年は、次の法隆寺釋迦光背銘なる法興元三十一年歲次辛巳の同二十九年に當れる

法興といふ年號。



を逆算して推すときは、共に崇峻天皇四年辛亥なることを知るなり。

僧惠總。

惠總は、推古紀三年五月戊午朔丁卯、高麗僧惠慈歸化、則皇太子、師之。是歲百濟、慧聰來之。此兩僧、弘演佛、教竝爲三寶棟梁。と見えたる慧聰なるべし。

萬機所以妙應の句、真本に機字、以字の下に在り。轉寫本往々此の如く改めたるものあり。是下句の百姓所以潛扇と相對するには、當に此の如くならざる可からざればなり。釋紀の作者も、亦之を知れりしならんが、援引せる原本、固より此の如くなりしが故なるべし。

壽國。

壽國、栗田氏古風土記逸文に、謂天壽國也といへり。從ふべし。天壽國のことは、第六文のところに詳述すべし。

奈良朝以前の文章に四體あり。

按ずるに、我が國、奈良朝以往の文章には、大略四體ありて、一は純粹の國文にして、漢字の義を取れるものと、音を借りたるもの、とを交へ用ゐて、國語敘述の次第に隨ひて記せるもの、續紀



遺文の傍訓につき  
て著者の所見。

の宣命、延喜式の祝詞の類是なり。二は、國文を基礎としながら、漢文の字句の如く轉倒して記し、之を讀むに、純粹の國文の如くにするもの、古事記、出雲風土記、播磨風土記等の文之に屬す。三は、純粹の漢文の體にして、時に國語の漢譯し難きものあるときは、假名もて之を寫せるもの、日本書紀、常陸風土記等の文之に屬す。四は、右の三體を一文中に混用せるが如きものにて、此の時代の遺文、多くは之に屬す。而して、之を讀むに、一二は言ふまでもなく、三に於ける純粹の漢文體といへども、其の佛經上の語の、既に套語となれるものはとにかく、其の他は、總て訓讀せしなるべし。そは、全文音讀、即ち棒讀せしにあらざる以上は、必ず當時の國語の格に従ひて、及ぶ限り訓讀せしこと、當時の事情を推測しても知らるべく、また日本書紀の如き、全篇訓讀せるものあると、古經卷等の傍訓の、今日にては到底讀み難き文字をも悉く訓讀せるもの多きとにて之を證すべきなり。然れども、此の如き精しき讀法の傳はらざるものは、如何に讀



むべきにか、唯古事記、日本書紀、萬葉集等の讀法より類推し、若しくは旁く儒佛二典の古訓點を研究せば、或は稍、近きものを得るに至らんか。されども、是短日月の間能くすべき事にあらずして、本篇の目的に對しては、今之を爲さざるも、大なる利害あるにあらず。故にこゝには唯、序文のみに、是等の古文より類推せる傍訓を施し、本文は、古風土記逸文に従ひて、訓點を施したり。而して、其の序文の首なる法興六年の傍訓につきては、下の第五文に至りて、併せ説くべし。

元興寺露盤銘。

第二 元興寺露盤銘 證本寫 眞第二

大和國天皇斯歸斯麻宮治天下名阿米久  
爾意斯波羅支比里爾波彌己等世奉仕巷  
宜名伊奈米大臣時百濟國正明王上啓云  
萬法之中佛法最上也。是以天皇并大臣聞



食之宣善哉則受佛法造立倭國然天皇大臣等受報業盡故天皇之女佐久羅韋等由良宮治天下名等已彌居加斯支夜比彌乃彌已等世及甥名有麻移刀等已刀彌彌乃彌已等時奉仕巷宜名有明子大臣爲領及諸臣等讚云魏魏乎善哉善哉造立佛法父天皇父大臣也即發井心誓願十方諸佛化度衆生國家太平敬造立塔廟緣此福力天皇大臣及諸臣等過去七世父母廣及六道四生衆生處處十方淨土普因此願皆成佛



果<sup>ヲ</sup>以<sup>オモホシテ</sup>爲<sup>ウミノコノ</sup>子孫<sup>ツギ</sup>世<sup>ク</sup>世<sup>ズシテ</sup>不<sup>ワスレ</sup>忘<sup>ナ</sup>莫<sup>タチソト</sup>絶<sup>リ</sup>綱<sup>チナツケタマヒ</sup>紀<sup>ニ</sup>名<sup>建</sup>通<sup>ノ</sup>寺<sup>ト</sup>、  
 戊<sup>ツチノトサルノトシニ</sup>申<sup>マセタマヒキ</sup>始<sup>テ</sup>請<sup>マセタマヒキ</sup>百濟<sup>ニ</sup>寺<sup>名</sup>昌<sup>ナ</sup>王<sup>ハ</sup>法<sup>ナ</sup>師<sup>及</sup>諸<sup>マタ</sup>佛<sup>タチヲ</sup>等<sup>カレ</sup>故<sup>レ</sup>、  
 遣<sup>マダシ</sup>上<sup>アゲテ</sup>釋<sup>ニ</sup>令<sup>テ</sup>照<sup>マセタマヒキ</sup>律<sup>ニ</sup>師<sup>ヲ</sup>、惠<sup>マセタマヒキ</sup>聰<sup>ニ</sup>法<sup>ニ</sup>師<sup>ヲ</sup>、鏤<sup>バニ</sup>盤<sup>ニ</sup>師<sup>ヲ</sup>將<sup>ニ</sup>德<sup>ヲ</sup>自<sup>ラ</sup>、  
 味<sup>テラ</sup>淳<sup>ダクミ</sup>寺<sup>ヲ</sup>師<sup>ヲ</sup>丈<sup>ヲ</sup>羅<sup>ヲ</sup>未<sup>ヲ</sup>大<sup>ヲ</sup>、文<sup>ヲ</sup>賈<sup>ヲ</sup>古<sup>ヲ</sup>子<sup>ヲ</sup>、瓦<sup>カハラ</sup>師<sup>ツクリ</sup>麻<sup>ヲ</sup>那<sup>ヲ</sup>父<sup>ヲ</sup>、  
 奴<sup>ヲ</sup>、陽<sup>ヲ</sup>貴<sup>ヲ</sup>文<sup>ヲ</sup>、布<sup>ヲ</sup>陵<sup>ヲ</sup>貴<sup>ヲ</sup>文<sup>ヲ</sup>、昔<sup>ヲ</sup>麻<sup>ヲ</sup>帝<sup>ヲ</sup>彌<sup>ヲ</sup>令<sup>セシ</sup>作<sup>ツクリ</sup>奉<sup>マツラ</sup>者<sup>ヒトハ</sup>山<sup>ヤマ</sup>、  
 東<sup>ト</sup>漢<sup>アヤ</sup>大<sup>オホ</sup>費<sup>アタ</sup>直<sup>ヒ</sup>名<sup>ナ</sup>麻<sup>ハ</sup>高<sup>ハ</sup>垢<sup>ハ</sup>鬼<sup>ハ</sup>名<sup>ナ</sup>意<sup>オ</sup>等<sup>ト</sup>加<sup>カ</sup>斯<sup>シ</sup>費<sup>アタ</sup>直<sup>ヒ</sup>、  
 也<sup>ナリ</sup>書<sup>カケル</sup>人<sup>ヒトハ</sup>百<sup>ハ</sup>加<sup>ハ</sup>博<sup>カ</sup>士<sup>セ</sup>、陽<sup>ヤ</sup>古<sup>コ</sup>博<sup>ハ</sup>士<sup>セ</sup>丙<sup>セ</sup>辰<sup>ナリ</sup>年<sup>ノ</sup>十<sup>シ</sup>一<sup>モ</sup>月<sup>ツ</sup>、  
 既<sup>シテヘキ</sup>爾<sup>ソノ</sup>時<sup>トキ</sup>使<sup>セシ</sup>作<sup>ツクラ</sup>金<sup>カナ</sup>人<sup>ダクミ</sup>等<sup>ドモハ</sup>意<sup>ヲ</sup>奴<sup>ヲ</sup>彌<sup>ヲ</sup>首<sup>オビト</sup>名<sup>ハ</sup>辰<sup>ハ</sup>星<sup>ナリ</sup>也<sup>ナリ</sup>、阿<sup>ア</sup>、  
 沙<sup>サ</sup>都<sup>ツ</sup>麻<sup>マ</sup>首<sup>オビト</sup>名<sup>ハ</sup>未<sup>ミ</sup>沙<sup>サ</sup>乃<sup>ナリ</sup>也<sup>ナリ</sup>、鞍<sup>クラツクリ</sup>部<sup>ベ</sup>首<sup>オビト</sup>名<sup>ハ</sup>加<sup>カ</sup>羅<sup>ラ</sup>爾<sup>ニ</sup>也<sup>ナリ</sup>、  
 山<sup>カ</sup>西<sup>フ</sup>首<sup>チノ</sup>名<sup>オビト</sup>都<sup>ハ</sup>鬼<sup>クキ</sup>也<sup>ナリキ</sup>。此<sup>コノ</sup>四<sup>ヨ</sup>部<sup>トモノ</sup>首<sup>オビト</sup>爲<sup>シテ</sup>將<sup>チサト</sup>諸<sup>モロクノ</sup>手<sup>テビトニ</sup>使<sup>セシ</sup>作<sup>ツクリ</sup>



奉也。タテマツラナリ

第二遺文の出處。

第二遺文の文體。

大和の和字は、委若しくは倭なるべし。

此の文は、元興寺緣起に、丈六銘と共に記入せられたるものなり。從來、上宮太子傳拾遺記等に引用せられたる同緣起中に僅かに其の一部分を見しのみなりしが、近時同緣起の全篇、東京帝室博物館歴史部員平子尙氏によりて、醍醐三寶院庫中に存することを知るに及び、初めて其の完璧を見ることを得たり。今人名の眞假名と、字句の排列とに就いて、吟味するに夙に世に知られたる法隆寺藥師光背銘、並びに天壽國曼荼羅銘と同一模型に成れるものにして、全く推古期に於ける時文の眞面目を示すものといふべし。但し文頭大和國の和字は此の時代のものにあらず、原文は必ず、委若しくは倭とありしを奈良朝末期以後の習によりて、轉寫のをりに改めたるなるべし。そは其の次及び丈六銘には倭とあるにても其の然ることを知るべきなり。



露盤の成れる年  
數。

工人の名稱。

法隆寺藥師光背  
銘。

阿米久爾意斯波羅支比里爾波彌己等は、日本書紀には天國排  
開廣庭天皇とありて、後の諡を欽明天皇と申す。戊申は、崇峻天  
皇の元年にして、丙辰は推古天皇の四年なり。されば、此の露盤  
は、九年間に成れるものにして、其の銘は温湯の碑文より一月  
の後に成りたるなり。

文中、露盤の製作に與れる工人等の名稱は、崇峻紀元年に百濟  
より獻れるものと、大同小異あり。互に、得失あるべしといへど  
も、今總て之を考證するの暇なし。但し、其の中の意等オトカシノアタヒ加斯費直  
は、天武紀六年に倭畫師音檮とあると、同人なるべく、阿沙都麻  
首は、姓氏錄に朝妻造あり、蓋し是と同族ならんか。

第三 法隆寺金堂藥師光背銘 證本寫 眞第三

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次  
丙午年召於大王天皇與太子而誓願賜我



大御病太平欲坐故將造寺藥師像作仕奉  
詔然當時崩賜造不堪者小治田大宮治天  
下大王天皇及東宮聖王大命受賜而歲次  
丁卯仕奉

大王天皇。

此の銘は、法隆寺金堂に安置する藥師佛光焰の背に鐫れる所なり。池邊、大宮治天下天皇は、諡を用明天皇と申す。丙午は、其の元年なり。大王天皇とは、推古天皇を申す。元興寺緣起には、即位前は、常に大々王と申し、立后後は、大后大々王、即位後は、大々王天皇、或は皇后帝など申せり。こは此の天皇に對し奉る當時特別なる尊稱なるべく思はるれど、如何に稱へけるにか、斯く文字の一定せざるを見れば、必ず訓讀せしものならんが、今思ひ得ず。一に識者の教を俟つ。太子は崇峻天皇を申し、小治田大宮は、推古天皇の後の皇居にして、丁卯は其の十五年なり。此の文



第三遺文の文體。

は、所謂史部の文の純粹なるものにして、全く當時の國語を本として記せるものなれば、前篇に比して一層明らかに當時に於ける國語國文の體を示せり。されば全文眞假名を用ゐずして、聊か本篇の目的に背けるが如しといへども、尙此の點に於て措くに忍びず、特に此に列ねたり。

第四 元興寺丈六光背銘 證本寫 眞第四

元興寺丈六光背銘。

天皇名廣庭在斯歸斯麻宮時百濟明王上  
啓以聞所謂佛法既<sub>ハ</sub>是世間無上之法<sub>ニ</sub>天皇  
亦應修行<sub>ニ</sub>。擎奉佛像經教法師<sub>ニ</sub>。天皇詔<sub>ニ</sub>巷奇  
名伊奈米大臣<sub>ニ</sub>。修行茲法<sub>ニ</sub>。故佛法始建<sub>ニ</sub>。大倭  
廣庭天皇之子多知波奈止與比<sub>ニ</sub>。天皇在夷  
波禮瀆邊宮<sub>ニ</sub>。任性廣慈信<sub>ニ</sub>。重三寶<sub>ニ</sub>。捐棄魔眼<sub>ニ</sub>。



紹興佛法而妹公主名比與彌舉奇斯岐移  
比彌天皇在櫻井等由羅宮紹盛瀆邊天皇  
之志亦重三寶之理指命瀆邊天皇之子名  
等與刀彌彌大王及巷奇伊奈米大臣之子  
名有明子大臣聞道諸王子教緇素而百濟  
惠聰法師高麗惠慈法師巷奇有明子大臣  
長子名善德爲領以建元興寺十三年歲次  
乙丑四月八日戊辰以銅二萬三千斤金七  
百五十九兩敬造尺迦丈六像銅繡二軀并  
狹侍高麗大興王方睦大倭尊重三寶遙以



隨喜<sup>モチテ</sup>黃金<sup>コカ</sup>三百廿兩<sup>ミモハタコロ</sup>助成<sup>タスケナシマツリ</sup>大福<sup>オホキナルネギコトテ</sup>同心<sup>オホキナルネギコトテ</sup>結緣<sup>ナシマツリ</sup>願<sup>ネガハクハ</sup>  
 以<sup>モチテ</sup>慈<sup>コカ</sup>福<sup>チカラ</sup>力<sup>カクレニシ</sup>登遐<sup>モロクノ</sup>諸皇<sup>コキシヨリ</sup>遍及<sup>クイタルマデ</sup>含識<sup>イキトイケルモノニ</sup>有<sup>タモチテ</sup>信心<sup>ウクル</sup>不<sup>コ、ロテ</sup>絕<sup>ズ</sup>  
 面<sup>マノアタリツカヘマツリ</sup>奉<sup>ニ</sup>諸佛<sup>モロトモニ</sup>共<sup>ボダイ</sup>登<sup>ニ</sup>井之岸<sup>キシニトク</sup>速<sup>ナサマシト</sup>成<sup>ネガヒキ</sup>正覺<sup>チ</sup>歲次<sup>ホシヤドレルトシ</sup>戊辰<sup>ニ</sup>  
 大隋國<sup>ツカヒ</sup>使主<sup>ザネ</sup>鴻臚寺<sup>ツカヒ</sup>掌客<sup>ツカヒ</sup>裴世清<sup>ツカヒ</sup>使副<sup>ツカヒ</sup>尚書<sup>スケ</sup>  
 祠部<sup>マキキテ</sup>主事<sup>ツカヘマツリキ</sup>遍光<sup>マキキテ</sup>高等<sup>ツカヘマツリキ</sup>來奉<sup>ツカヘマツリキ</sup>之<sup>アクル</sup>明年<sup>トシ</sup>己巳<sup>ツチノトノ</sup>四月<sup>ミ、ウ</sup>  
 八日<sup>ヤカノ</sup>甲辰<sup>キノエノ</sup>畢竟<sup>タツノヒニツクリテ</sup>坐<sup>ヘテマセマツリキ</sup>元興寺<sup>ニ</sup>。

第四遺文の出處。

此の文は、前に挙げたる露盤銘と共に、元興寺縁起の末に載せられたるものにして、其の佛像は、今に傳はらず。多知波奈止與比天皇は、書紀に橘豊日天皇と記して、用明天皇を申す。百濟國明王は、後に諡して、聖王といひ、書紀には、聖明王と記せり。高麗、大興王は、三國遺事に、嬰陽王、一云平陽名元、一云大元云々とあるに當れり。恐らくは遺事の元は亢の譌にて、興とも亢とも通



用せしならんか。  
十三年歲次乙丑は、推古天皇の十三年にして、歲次戊辰は同じ  
十六年なり。

法隆寺釋迦佛光背銘。

第五 法隆寺金堂釋迦佛光背銘 證本寫 眞第五

法興元卅一年歲次辛巳十二月鬼前大后  
崩明年正月廿二日、上宮法皇、枕病弗愈于  
食。王后、仍以勞疾、竝著於床。時王后、王子等  
及與諸臣、深懷愁毒、共相發願、仰依三寶、當  
造釋像、尺寸王身、蒙此願力、轉病延壽、安住  
世間。若是定業、以背世者、往登淨土、早昇妙  
果。二月廿一日癸酉、王后卽世、翌日法皇登



遐マシヌ。癸未年ヤ三月中ヒノ如願敬造ゴト釋迦尊像ネキゴトノ并俠ツクリツカヘマツリ  
 侍タチト及莊嚴具マタ竟ヒ乘斯微福ウツハモノヲテヘキ信ウクル道知識ニ現在安ニ  
 隱シタガヒ出生入死マツリ隨奉三王ミハシラノミコタチニ紹隆三寶サカヤカシテ遂共彼岸ホトケノミチヲ  
 普アマ遍ネク六道法界エテ含識得脫ルコトヲ苦緣クルシミノ同趣キヅナチ菩提オナジク使トオモホシテボ  
 司馬シ鞍首メ止利佛師造クラツクリベノオビト上ホトケツクリツカヘマツラ上

此の文は、法隆寺金堂なる釋迦佛光背に鐫りたるものにて、今現存するところなり。其の拓本證本寫 眞第六前に擧ぐるが如し。

法興元卅一年歲次辛巳は、推古天皇二十九年にして、次なる癸未、年は、同じく三十一年に當れり。此の法興元卅一年は、拓本に見ゆるが如く、卅を卍と書けるが爲めに、之を世字と誤りて、法興元世一年と讀み來れり。然るに、かく讀むときは、一年といふこと解す可からず。仍て、今は、卍を廿とする例によりて、卍を卍

法興元卍の卍は、卍と讀むべし。



法興元年は、崇峻  
天皇四年なり。

崇峻天皇四年を、  
法興元年とせられ  
し所以。

となせるものと爲し、法興元卅一年とすることに一定せり。かくするときは、法興元といひし年より、卅一年に當るといふこととなりて、能く聞ゆればなり。然らば、法興元といひし年は、何時なりけんといふに、此の推古天皇二十九年を、其の三十一年として、逆算するときは、崇峻天皇四年辛亥が其の第一年となるべし。然るに、其の四年辛亥は、天皇の馬子に弑せられ給ひし年、即ち推古天皇即位の前年に當りて、書紀には、佛事に關する記事無し。然るときは、之を法興元年とせられし所謂無きに似たり。されども、其の前年に、冬十月入山取寺材と見え、又多くの内外人の、得度出家すること見えたり、而して、此の法興元年に當る辛亥の年を隔て、崇峻天皇五年十月の條に、是月起大法興寺佛堂與步廊と見え、後推古天皇の四年冬十一月の條に法興寺造竟と見えたるより推せば、崇峻天皇三年に、其の準備整ひ、四年に法興寺起工せられ、五年に佛堂步廊成り、越えて推古天皇の四年に至りて、全く成れるものなるべし。然らば、此の終



法興元を、一年號と見る説の可否。

法興元の讀法。

なる辛巳の年より、三十一年前なる崇峻天皇四年辛亥に、佛法、初めて盛に起れるより、其の年を、法興元と號け、寺を法興寺と名づけられしものなりとするときは、其の理由燎然たりといふべし。こゝに、法興元とあるにつきて、此の三字を合して、一年號とせしものなりとは、故佐藤博士の説なり。其の元年にもあらざるに、法興元とある以上は、爾か謂はれざるにはあらざれど、尙此の元は、明治元年などの元と同意にて、年號の中にはあらざるべし。そは、既に道後温湯碑に、法興とのみあり、之と同意に名づけられたる寺をも、法興とのみありて、元字を添へざるにて知らるればなり。然らば、何故に、こゝに法興元とは記せるにかといふに、此の時代の年號は、凡て訓讀せしものなること、朱鳥にアカミドリの讀法の遺れるにても知るべし。されば、此の法興元も、當時は音讀せしものにはあらで、編者の訓じたるが如く、ノリノオコリシハジメノトシと讀みたるが故に、其のまゝに、文字を充てたるによりて、かくは三字一年號の如く



なれりと見ば、更に怪しむに足らざるべし。但し此の法興をノ  
リノオコリシと讀みたるは、東大寺要録に、天平勝寶四年四月  
十日東大寺大會の時に元興寺より獻れる歌を三首擧げたる  
中に、

美那毛度乃乃利乃於古利之、度布夜度利、阿須加之天良乃宇  
太々天萬都留

といふがありて、其の第二第三の二句ノリノオコリシトフヤ  
ドリは、即ち法ノ興リシト云フ宿處の意なり。是推古時代の古  
き稱の遺れるものなるべく思はるゝが故に、之に従へるなり。

鬼前太后。

鬼前太后を、魄、  
前太后と讀むべし、  
説の論。

鬼前太后は、厩戸皇子の母にして、欽明天皇の皇女用明天皇の  
皇后なる穴穗部間人、女王なり。抑、此の鬼前の文字につきては、  
栗原信充の柳庵隨筆に、十二月鬼前太后崩の鬼は、尙書の武成  
に、惟一月壬辰、旁死魄、また既生魄、庶邦冢君暨百工受命于周と  
あるを引きて、この魄の省字にて、十二月鬼前太后崩と訓ずべ  
しといひしより、今尙其の説を取る人あり。そは、帝説に鬼前を、



神前と爲せることの疑はしきと、下文に、法王后と、法王との薨  
日を記して、大后の崩日を記さざるを怪しめるに基けるもの  
にて、一應はさること、も聞ゆれども、既に繡帳の銘に、

歳在辛巳十二月二十日癸酉日入、孔部間人母王崩。

とありて、其の薨日二十日にして、朔にも、望にもあらざる以上  
は、縦ひ此の鬼字を以て、魄字の省なりとすとも、何の詮も無き  
を如何にせん。加之、紀記より古しと覺ゆる法王帝説に、

鬼前太后者、即聖王母、穴太部間人王也。ナリ云、鬼前者、此神也。神下恐らくは

前字を脱せるならん。何故者、神前皇后、此皇后、同母弟長谷部、天皇石寸神

前宮治天下、若疑其姊穴太部王、即其宮坐、故稱神前皇后。

とあるに従ふときは、鬼前の神前たる略、疑なきなり。但し崇峻  
天皇は、倉梯柴垣宮に坐したれど、石寸神前宮に坐し、こと所  
見なし。されども、此の大后即ち穴太部間人王は、用明天皇の皇  
后にして、用明天皇の皇居は、磐余池、邊雙槻宮なれば、天皇崩御  
の後、同じ石寸、石寸、磐余に同じ、磐余の地、皆大和十市郡に屬す。神前といひし所に、離宮など

石寸神前宮。



鬼と神との兩字通用。

弗念干食の讀法。

ありて、其に坐しけるが故に、世に神前皇后と申し、なるべし。  
繼體天皇、磐余玉穗宮に坐し、に、其の御子に、神前皇女あり。神名式石村山神社あり。神前蓋し此の邊なるべし。 然らば何故に、神字を用ゐずして、鬼前などと記し、にかといふ人あらんが、漢土には、神のことを、鬼神などいふより、ひねりて、此の如く記けるものと見ば、事も無かるべし。又漢名天麻、または赤箭などいへる草を、本草和名に、加美乃也、和名鈔に加美乃夜加良などあるを、延喜式に、鬼箭と記されたるなどあるにても、旁、神鬼の字の通用は、毫も怪しむべきにあらず。  
弗念干食は、帝説、干を于に作りて、食ニコ、ロヨカ念ラズと訓み、或人は、字書に念、喜也とあるより、食ヲ念ビタマハズと讀めり。又狩谷氏の帝説證註には、干食肝食之省、肝食、晚食也。といへり。こは、康熙字典字、肝字、註に、説文晚也、左傳襄十四年、日レ肝不レ召、前漢張陽傳、日レ肝、天子忘食とあるなどより思ひ寄れるなるべし。兩説いづれに従はんか、前説は、常の如く食餌を取らせられずといふが如く、後説は、晚食は念く聞食さざりけれども朝餐は常の如くなりしさまに



聞ゆ。かくては、下文に王后仍以勞疾竝著於床とあるごとく、之が爲めに病を得給へる趣と、事の輕重鈞衡せざるが如し。殊に他の病狀を敘せずして、假初の疾病にも伴ふべき愈く食餌を取らせられざりしことを記したるは、蓋し食餌に關係ある病症にて、譬へば、貴人に多かる癌性の疾患などにて坐しゝにはあらざるか。されどもかくては餘りに穿鑿に過ぎたれば、姑く證註に従ひて、例の如く擬古の傍訓を施したるなり。

天壽國曼荼羅繡帳銘。

第六 天壽國曼荼羅繡帳銘 證本寫眞 第六の一

斯歸斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯  
波留支比里爾波乃彌已等娶巷奇大臣名  
伊奈米足尼女吉多斯比彌乃彌已等爲大  
后、生名多至波奈等已比乃彌已等、妹名等



已彌居加斯支移比彌乃彌已等復娶大后  
弟名乎阿尼乃彌已等爲后生名孔部間人  
公主

斯歸斯麻天皇之子名蕤奈久羅乃布等多  
麻斯岐乃彌已等娶庶妹名等已彌居加斯  
支移比彌乃彌已等爲大后坐乎沙多宮治  
天下生名尾治王

多至波奈等已比乃彌已等娶庶妹名孔部  
間人公主爲大后坐瀆邊宮治天下生名等  
已刀彌彌乃彌已等娶尾治大王之女名多



至波奈大女チハナオホメ郎イラツメ爲后ニシタマフキサキトホシ歲在辛巳ヤドレルホシ十二月廿日ニシハツカノ

癸酉日入孔部間人母王崩ミヅノトリノヒノユフツカタニアナホベノハシビトノハミコカムサリマシキ

明年二月廿二日甲戌夜半太子崩アクルトシノキサラギノハツカアマリフツカノキノエイヌノヒノヨナカニヒツギノミコカムサリマシキ

于時多至波奈大女ソノトキニタチバナオホメ郎イラツメ悲哀嘆息カナシビナゲキマシテ白畏天皇マナシテカシコキスメラミコトノ

前日啓之雖恐懷心難止使我大王與母王オホメノタマハクマサムコトハカシコケレドモオホホコ、ロニガタシモダシアガオホキミトハ、ミコ

如期從遊痛酷无比我大王所告世間虛假ゴトチギリマカムサリマシテイタマシキコトナシタトシヘアガオホキミノタマヒシクウツシヨハカリサマニシテ

唯佛是真玩味其法謂我大王應生於天壽タビホトケノミハマコトナリトヨクアヂハヒタマヒキソノミフチマサシ玉ヒキアガオホキミマサニツラムトコトハ、

國之中而彼國之形眼所回看ミクニノニシカハアレドソノミクニノサママノアタリニコトナリカタキミネガハクハヨリテエガケルカタチニホシト因圖像欲

觀大王往生之狀ミマノニ天皇聞之キコシメシテ悽然告曰イタマシクモホシテノリタマハクタビヒトハシラナル有一

我子所啓誠以爲然アガミコノコトマサスマコトニオモホストノリ玉ヒテシカアミコトノリシテウネベドモニツクラシメヌヒモノカタビラフタ勅諸采女等造繡帷二



第六遺文の出處。

同じく由來。

張<sup>ハリテ</sup>畫<sup>エガケル</sup>者<sup>ヒトハ</sup>東<sup>ヤマトノ</sup>漢<sup>アヤノ</sup>末<sup>ノ</sup>賢<sup>ノ</sup>高<sup>コ</sup>麗<sup>マ</sup>加<sup>カ</sup>西<sup>シ</sup>溢<sup>ヒ</sup>又<sup>マ</sup>漢<sup>アヤノ</sup>奴<sup>ヌ</sup>加<sup>カ</sup>己<sup>コ</sup>  
利<sup>リ</sup>令<sup>ツカサドレ</sup>者<sup>ルヒトハ</sup>棕<sup>クラ</sup>部<sup>ベ</sup>秦<sup>ハタノ</sup>久<sup>ク</sup>麻<sup>マナリキ</sup>

此の文は、天壽國曼荼羅と稱する繡帳

此のもの文中にも、繡帷と見え法隆寺資財帳にも繡帷とあり。又説

文に、帷在旁曰帷また帳張也とあれば、之を繡帷と稱すべきが如し。されども、玉篇に帳帷也、帷也、また帷幕也帷也とあれば帳帷いづれにすとも可なるが如し。且繡帳と稱し來れることも久しきことなれば之に従ひて改めず。に繡取られたるものにして、其の繡帳は、今尙

法隆寺村なる中宮寺に其の殘片を藏せり。證本寫眞第六の四。銘文は、全文

四百字にして、其の帳の周邊に著けたる一百の龜形に、每龜各

四字づつを負はせたるが、今既に斷爛して、僅かに部間人公、于

時多至、及び皇前日啓の三龜合して十二字を存するのみ。聞く

るによれば、元祿開帳記には、未だ龜甲百五六十も存せる由見えたるが、金を納むる信者には、護符として分與せしなどありて、追々失せたるものなるが如しといへり。然

るに、幸に上宮聖德法王帝説に、全文を引用せられたるものあ

るが故に、前の諸文と相待ちて、推古期の文體をして、能く千百

歳の今日に較然たらしむるものは、豈古文献を攻究するもの

の大幸にあらずや。而して、其の法王帝説は、奈良朝の初期頃の

法王帝説。



ものと覺しく、繡帳完全にして其の銘文も尙鮮明なりし時に  
寫し取れるものなるべし。今遺れるは、法隆寺の舊藏にして、今  
は知恩院の庫中のものとなれるを原本と爲す。他に異本と稱  
するものあれど、皆此の本を祖本として、家々の説によりて改  
削し、又は訓點せしものに過ぎず。右の原本の書寫は、別に確證  
無けれど、書體によりて稽ふれば、恐らくは延曆弘仁に近きも  
のなるべし。其の訓點は、紙背の注記に承曆二年寫之とあれば、  
大略其の頃のものなるべし。但し卷末に傳得僧相慶證本寫眞  
第七の三。と  
ありて、此の僧法隆寺藏大般若經の一部分に、永萬仁安等の年  
月日を記し、五師大法師相慶と署したるがありといへば、此の  
人の訓點せしも交れるならんか。されども、此の注記、若しくは  
訓點は、既にかゝる古書を読み解きすること能はざる時代の  
ものなれば、多くは取るに足らず。故に、是等に拘らず、狩谷翁の  
考證に、黒川春村翁の増益せしもの等を參酌して、例の卑見を  
以て傍訓せるなり。



文中、眞假名にて記ける名稱の中、吉多斯比彌乃彌己等は、書紀に堅鹽媛と記し、蘇我稻目が女、欽明天皇の皇妃となりて、七男六女を生み奉り、中には用明推古の二帝も坐せり。乎阿尼彌己等は、書紀に小姉君と記し、堅鹽媛の同母妹にして、用明天皇の後、即ち厩戸皇子の庶母なり。蕤奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等は、書紀に、淳中倉太珠敷尊と記して、敏達天皇を申す。乎沙多宮は、他書に譯語田宮、他田宮など見えて、敏達天皇の皇居なり。多至波奈大女郎は、他書に橘夫人など記きて、推古天皇の皇孫にて、即ち厩戸皇子の妃なり。

繡帳銘二十一日の  
一は衍字なり。

右の帝説に引用せる此の文には、十二月廿日を十二月廿一日に作れり。かくては、第五文、釋迦光背の銘と、大后の崩日一致せず。穗井田忠友、廿一日は廿日の誤なりとて、觀古雜帖に於て、これを辨じたり。そは、龜形一百各四字を負へりとするときは、全文四百字なるべきに、帝説の如く、廿一日なるときは、四百一字となりて、龜數と字數と一致せず。仍て、現今の龜形に残れる部



間人公より四字づつに分ちて、同じく于時多至に至れば、一字を餘し、于時多至より數へて部間人公に至れば、亦一字を餘せり。然らば、此の部間人公と于時多至との間に、必ず一つの衍字あるべきこと疑なし。而して、其間に於て、省くとも意を害せざるは唯此の廿一日の一字あるのみ。然れども、之を削りて二十日と爲すとも、果して尙其の干支の、癸酉なりや否やを知らず。仍て、之を、三正綜覽内務省地理局編纂に據りて勘ふるに、此の推古天皇の二十九年辛巳十二月は小、翌三十年壬午正月は大にして、朔は癸未なり。乃ち、其の癸未、朔より逆に繰りて、前月即ち十二月の二十日に至れば正に癸酉となりて、一字の衍れる説に合す。又尙此の二十日の癸酉より順に繰りて、翌三十年壬午の二月廿一日に至れば、再び癸酉となり、翌二十二日甲戌となりて、釋迦光背銘に、二月廿一日癸酉王后即世と見え、此の繡帳銘に二月廿二日甲戌夜半太子崩と見えたと、全く符合す。然るに、若し法王帝説のまゝに、二十一日癸酉とするときは、是等の干支悉



厩戸皇子の薨日は  
二十二日なり。

日本書紀、厩戸皇  
子薨去の年と日と  
の誤謬ある所以。

く齟齬するにて其の二十一日の一字の衍なること復疑を容  
る、餘地無し。此の干支の勘査につきては、我が友山  
田孝雄氏の助力に頼る所少からず。是に於て、穗井田氏の  
説に同じて其の一字を削りたるなり。かくて此の二文により  
て、太子の薨日は、推古天皇三十年二月二十二日甲戌なること  
明らかならねど、書紀には、

二十九年春二月己丑朔癸巳半夜、厩戸豐聰耳皇子、命薨于斑  
鳩宮。

と記して、年日干支竝びに此の二文と合はず。古京遺文に、法隆  
寺釋迦佛像造記、及繡帳文、以壬午年二月廿二日爲太子薨、壬午、  
推古三十年也。當以是爲正といへるが如く、當時の遺文に従ひ  
て、書紀を以て謬とすべし。然れども、書紀は正史なり。猥りに一  
二の傍證によりて之を斥くべきにあらず。其の果して謬あら  
んには、謬れるにつきて自ら其の理由無くてはあるまじきな  
り。仍て尙仔細に推古紀二十九年の條を吟味するに、帝説に、  
惠慈法師賈上宮御製、疏還歸本國流傳之間、壬午年二月廿二



日夜半、聖王薨逝也。惠慈法師聞之、奉爲王命、講經發願曰、逢上宮聖アヒマツ、聖下恐くば王字必欲所化セント、吾惠慈、來年二月二十二日死者、必逢聖王アヒマツ面奉淨土ツカヘマ。遂如其言、到明年二月二十二日、發病命終也。

とありて、是亦繡帳銘等と同じく、推古天皇三十年二月廿二日帝說證註に、補闕記之に同じく、往生極樂記、年を記さゞれど、二月廿二日と記し、扶桑略記、廿九年辛巳二月廿二日、一云卅年壬午二月五日とある由見えたり。太子薨

じたりと爲せり。即ち書紀の文は、此の文と其の意同一にして、唯年と日と干支とを改め、巧みに布衍修飾せるに過ぎざるこ  
と、一見して知るべし。而して上宮太子傳曆に、二十九年辛巳春  
二月の條に、太子の薨ぜられしさまを記して、次ぎに于時高麗  
惠慈法師、聞太子薨、大悲曰、我雖異國、心在斷金、即待明年太子薨  
日、即自閉氣死。時人大異。一說、惠慈法師、講說之日、我朝使到、通太  
子薨狀。法師停講、失聲大哭。中略仍擎香爐、大發誓願曰、生々世々必  
逢上宮聖王於淨土也。吾以來年二月五日或說曰二月二十二日必死、竟如其  
言。明年二月二十二日、無病而逝。時人大異、彼此大聖、誰測其深。云  
々々と見えたり。此の傳曆の本文に其の日を記さゞれど、其の年



の二十九年とあるより推せば、必ず五日説なりしならん。然るに、其の一説には、惠慈法師の豫言は五日なるも、死日は二十二日にして、銘文どもと合へり。以上の如く諸書の薨日五日説と二十二日説と、殆ど相半ばせり。而して、傳暦の一説は、惠慈法師の豫言は五日にして、死日は二十二日なれば、此は右の二説を取り合せて作れるものと爲さざる可からず。是に注意すべきは、皇子の薨日の二十二日なることは、當時面りに其の薨去の状を見聞せる人々の、之を金石に鐫りたるもの現存して、其の事實たるは昭々として明らかなり。然るに、如何にして似よりも無き五日説の行はれて、正史たる日本書紀にさへ記されたるにか。或は、高麗と我が國との間に於て、其の曆法に異同ありしに因れるにやとも思はるれど、彼の五日の、我が廿二日なることを知るには、干支に依るの外なれば、若しさることあらんには、彼の月日を記すには一々干支を繰り合はする煩あれば、當時の事情として、さること有るまじきなり。



惠慈法師の死日は、五日なり。

是に於て、傳曆の一説を反復して考ふるに、其の文必ず死日を五日にせざれば勢貫通せず。五日とするときは、皇子の薨日に合はず。二十二日とするときは、惠慈法師の誓言に齟齬すべし。然れども、皇子の薨日を聞きて、其の日に死せんと誓ひしこと事實ならんには、其の誓言の五日は必ず二十二日の訛傳なるや明らかかなり。然るに尙誓言と死日と共に、五日なりし説の存するものは、其の死日の五日なることの事實なればなるべし。如何に高僧なればとて、死すべき年月を豫知することは難かるべきに、況や其の日をや。是必ず其の豫期は、忌日までは當らずして、其の祥月の五日を以て死したるならん。そは右の一説の豫言は五日にして、死日の二十二日なるが中より、仄かに其の消息の漏れ來るに非ずや。右の如く惠慈法師の誓言は其の忌日までは當らざりしといへども、一周年の祥月は確に當れり。是既に奇とすべしといへども、傳聞するもの、之を語りて未だ以て大に世人を驚かすに足らず。是に於て、尙誇張して、誓言



厩戸皇子薨日の二十  
二日と五日と兩  
説の起れる理由。

繡帳、銘文、皇前日啓  
の脱落。

の如く、明年二月皇子の忌日を以て死せりとするに至りて、自  
ら其の説二つに分れ、皇子の薨日を知れるものは是に合せて  
二十二日と爲し、之を知らざるものは、惠慈法師の死日に合せ  
て五日と爲せるが、傳はりて共に書紀編集當時に存せしなら  
ん。然るを書紀の此の卷を分擔せる編集員の、偶、佞佛家なりし  
によりて、故らに、皇子の事蹟を神聖にせんが爲めに、其の薨日  
の二十二日の事實なるをも勘へず、五日説を取りて、其の文を  
布衍修飾し、剩へ年次をも違へて、二十九年の條に記したるが、  
其のまゝになれるものなるべし。是甚だ穿鑿に過ぎたるが如  
しといへども、既に皇子の薨日二十二日なること明確なるに、  
正史たる書紀に此の如く記されたるに對しては、必ず書紀編  
集當時に於て、かゝる事情ありしと推測するの外無ければな  
り。

帝説引くところの文中には、皇前日啓の四字を缺きたり。こは  
之を寫して帝説中に擧ぐる際に、脱落せしものなるべし。され



繡帳の銘使字の位置。

ば帝説のまゝにては、意義不明なりしが、偶、殘存の一龜證本寫眞の第七のに、皇前曰啓の四字を負へるがあるによりて、是亦穗井田氏によりて補はれたり。こゝに、余が此の文に傍訓するに當り、最も窮せるは、懷心難止使の使字なり。先輩も然りしと見えて、狩谷氏の考證の註に、懷心難使止とせしもあり。されども、證本には、難止使とあれば他に據なき以上は、詮方なし。強ひて謂はゞ、龜背四字の排列は、

1 2  
部 間  
3 4  
人 公

1 2  
于 時  
3 4  
多 至

1 2  
皇 前  
3 4  
曰 啓

の如くなれば此の句も

心 難  
止 使

とありしかば、かく心難止使と連ねたりしとは思はるれど、或



は元と

難  
心  
止  
使

とありて懷<sup>オモホユ</sup>心難<sup>ルコトニ</sup>使<sup>シ</sup>止<sup>モダ</sup>と讀ませたりけんを、帝説に寫し取りて後、若しくは轉寫の際、讀み難きに困じて、後世の使字の用法によりて、轉倒して使を下文に屬せしめたるにもあらんか。さはいへど、難使止も亦甚だ健全に非ざれば、尙識者の教を俟ちて決せざる可からず。

天壽國の諸説。

天壽國は、道後溫湯碑の壽國に同じく、出典明らかならず。故に、從來種々の説ありて、或は彌陀の極樂を指せりといひ、或は彌勒の兜率天なりと謂ひ、或はこは淨土にはあらで、天竺國の事なりといふ説あり。彌陀極樂説は、阿彌陀の譯名の無量壽より思ひ出でたるものなるべく、兜率天説は、敏達推古二紀の間に、屢、彌勒像に係れる記事あるに基けるもの、如く、天竺國説は、



繡帳の圖中、日月鬼畜などありて、天國淨土のさまにあらざると、天壽と天竺と今の字音の似通ひたるなどより、思ひ寄れるものなるべし。編者は、未だ曾て佛を學ばず、故に今俄かに之を是非し得べきにあらずといへども、嘗みに迂説を述べんに、前段に擧ぐるところの帝説の惠慈法師の發願に、來年二月二十一日死必逢聖王アヒマツリ面奉淨土ツカヘマとある淨土の事ならん。何とならば、皇子は、此の法師を師として佛敎を學ばれしなれば、其の宗旨とせられしも同じければ、隨ひて往生を願はれし淨土も亦同じかる可ければなり。然らば、其の淨土は如何にといふに、皇子の最も尊信深かりしは維摩詰經に如くは無ければ、先づ其の維摩詰經を一讀して、其の要旨の存するところを尋ぬれば、其の佛國品に、

直心是菩薩淨土ナリ

萬善是淨土因

修上品淨業往生上品淨土ニ



とある數句の外に出でず。而して其の淨土は如何なるものなるかといふに、其の見阿闍佛品に、

是時佛告舍利弗、有國名妙喜佛號無動、是維摩詰於彼國沒而生此。

能於十方作佛事者、三道寶階從閻浮提人間世界の一なり。至忉利天以此寶階諸天來下、悉爲禮敬無動如來聽受經法。閻浮提人亦登其階、上昇忉利見彼諸天妙喜世界成就如是無量功德。

佛言若菩薩欲得如是清淨佛土當學無動如來所行之道現此妙喜國。

世尊願使一切衆生得清淨土如無動佛獲神通力如維摩詰とあるにて之を知るべきなり。皇子の勝鬘法華及び維摩の三經を研磨して、自ら其の疏を製せられ、中に就き、其の造詣の深かりしは維摩にして、法王帝説にも、通達維摩不思議解脫之宗とあり。一たび其の行實と、此の經の教旨とを對照せば、有髮妻帯の一居士を以て佛教を修し、終に忉利天に昇りて、妙喜國に



天壽國は、忉利天の妙喜國なり。

往生せし維摩詰を以て自ら任せられしものなるを知るべし。然らば皇子が平生願ひ給へるところは、維摩が往生せし忉利天上の妙喜淨土なりしや疑ふ可からず。されば、平生願ふ所を以て、夫人は、勿論其の左右に語られしが故に、此の曼荼羅を作らんことを請はれしなるべければ、此の天壽國は、即ち其の妙喜國なることを知るべし。然らば何故に、妙喜國とは謂はで、天壽國とせられしにかといふに、そは明らかならざれど、其の妙喜國の、天壽國とも謂はるべきことは、法華疏に、天者天然、自然勝、樂勝、身勝。故論云、清淨光潔最勝最尊。故名爲天。苟非最勝之因。豈生最勝之處。言最勝因者所謂十善とあり。天は之を以て解すべし。帝説の釋に、天壽國猶々天耳とあるに合す。維摩詰經佛國品に、既生淨土雖復住壽無量云々凡成聖或復修餘業即萬億生感於無量界などあるにて壽は之を以て解すべし。凡そ佛法の人心に滲染することの深きは、人生の果なきを歎ずる情に乗ずるに因る。故に柔弱なる女性に在りて最も甚だしと爲す。されば、皇子、平生婦女を教化



天壽國をトコトハ  
ノミクニと訓じた  
る理由。

法隆寺三尊佛光背  
銘。

嗽加大臣。

朝風文將其零濟師  
慧燈の難讀。

するに、天壽無量なるを以てせしならん。是人夫が妙喜國と謂  
はずして、天壽國といへる所以にして、編者が之を訓じて、トコ  
トハノミクニと爲せる所以も亦是に在り。北越の俗諺に、燕を極樂の  
鳥といひ、トキハノクニよ  
り來るといひ習へるも、  
こゝに縁あることによ。

第七 法隆寺三尊佛光背銘 證本寫  
眞第七

戊子年十二月十五日、朝風文將其零濟師

慧燈、爲嗽加大臣誓願、敬造釋迦佛像、以此

願力、七世四息六道四生俱成正覺。

此の文中の嗽加は、蘇我にて、大臣は蝦夷なり。又戊子は、推古天  
皇の三十六年なり。さるは、佛法渡來より、蘇我氏滅亡までの年  
代に於て、戊子の年は、唯此の一つのみにして、此の年は、馬子が  
薨じたる後の三年に當ればなり。蓋し、馬子が三年忌に、蝦夷が  
作らせたるなるべし。朝風文將其零濟師慧燈の十二字、如何に



案ずれども讀下し難し、二三識者に質したれど首肯すべきほどの説無きが故に、本編にはさばかり必要あることにもあらざれば、強ひて讀まざることゝ爲せり。

上宮記逸文。

第八 上宮記逸文 證本寫 眞第八

アルフミニイハク 一云凡牟都和希王娶經俣那加都比古女  
ミコ ミナハ オト 子名弟比彌麻和加生兒若野毛二俣王娶  
モ 母母思已麻和加中比彌生兒大郎子一名  
オ 意富富等王妹踐坂大中比彌王弟田宮中  
ヒ 比彌弟布遲波良己等布斯郎女四人也。○  
コレ 此意富富等王娶中斯和命生兒宇非王娶  
ム 牟義都國造名伊自牟良君女子名久留比



彌<sup>ミ</sup>命<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>兒<sup>ミ</sup>汗<sup>ウ</sup>斯<sup>シ</sup>王<sup>ミ</sup>娶<sup>ミ</sup>伊<sup>イ</sup>久<sup>ク</sup>牟<sup>ム</sup>尼<sup>ニ</sup>利<sup>リ</sup>比<sup>ヒ</sup>古<sup>コ</sup>大<sup>ノ</sup>王<sup>ス</sup>彌<sup>ミ</sup>命<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>兒<sup>ミ</sup>伊<sup>イ</sup>波<sup>ハ</sup>都<sup>ツ</sup>久<sup>ク</sup>和<sup>ワ</sup>希<sup>ケ</sup>兒<sup>ミ</sup>伊<sup>イ</sup>波<sup>ハ</sup>智<sup>チ</sup>和<sup>ワ</sup>希<sup>ケ</sup>兒<sup>ミ</sup>伊<sup>イ</sup>波<sup>ハ</sup>已<sup>コ</sup>里<sup>リ</sup>和<sup>ワ</sup>氣<sup>ケ</sup>兒<sup>ミ</sup>麻<sup>マ</sup>和<sup>ワ</sup>加<sup>カ</sup>介<sup>ケ</sup>兒<sup>ミ</sup>阿<sup>ア</sup>加<sup>カ</sup>波<sup>ハ</sup>智<sup>チ</sup>君<sup>キ</sup>兒<sup>ミ</sup>乎<sup>ヲ</sup>波<sup>ハ</sup>智<sup>チ</sup>君<sup>キ</sup>娶<sup>ミ</sup>余<sup>ニ</sup>奴<sup>ヌ</sup>臣<sup>オ</sup>祖<sup>オ</sup>名<sup>ナ</sup>阿<sup>ア</sup>那<sup>ナ</sup>爾<sup>ニ</sup>比<sup>ヒ</sup>彌<sup>ミ</sup>生<sup>ニ</sup>兒<sup>ミ</sup>都<sup>ツ</sup>奴<sup>ヌ</sup>牟<sup>ム</sup>斯<sup>シ</sup>君<sup>キ</sup>妹<sup>イ</sup>布<sup>フ</sup>利<sup>リ</sup>比<sup>ヒ</sup>彌<sup>ミ</sup>命<sup>ニ</sup>也<sup>ニ</sup>○汗<sup>ウ</sup>斯<sup>シ</sup>王<sup>ミ</sup>坐<sup>マ</sup>彌<sup>ミ</sup>乎<sup>ヲ</sup>國<sup>ク</sup>高<sup>タ</sup>島<sup>カ</sup>宮<sup>ノ</sup>時<sup>ト</sup>聞<sup>キ</sup>此<sup>コ</sup>布<sup>フ</sup>利<sup>リ</sup>比<sup>ヒ</sup>彌<sup>ミ</sup>命<sup>ニ</sup>甚<sup>イ</sup>美<sup>カ</sup>女<sup>メ</sup>遣<sup>マ</sup>人<sup>ヲ</sup>召<sup>メ</sup>上<sup>サ</sup>自<sup>ヨ</sup>三<sup>ミ</sup>國<sup>ク</sup>坂<sup>カ</sup>井<sup>ナ</sup>縣<sup>ノ</sup>而<sup>ミ</sup>娶<sup>ミ</sup>所<sup>アレ</sup>生<sup>ハ</sup>伊<sup>イ</sup>波<sup>ハ</sup>禮<sup>レ</sup>宮<sup>ノ</sup>治<sup>ア</sup>天<sup>メ</sup>下<sup>シ</sup>乎<sup>ヲ</sup>富<sup>ホ</sup>等<sup>ド</sup>大<sup>ス</sup>公<sup>メ</sup>王<sup>コ</sup>也<sup>ト</sup>父<sup>ミ</sup>汗<sup>ウ</sup>斯<sup>シ</sup>王<sup>ミ</sup>崩<sup>カ</sup>去<sup>サ</sup>而<sup>シ</sup>後<sup>ノ</sup>王<sup>ミ</sup>母<sup>ハ</sup>布<sup>フ</sup>利<sup>リ</sup>比<sup>ヒ</sup>彌<sup>ミ</sup>命<sup>ニ</sup>言<sup>マ</sup>曰<sup>ハク</sup>我<sup>アレ</sup>獨<sup>ヒ</sup>持<sup>カ</sup>抱<sup>シ</sup>王<sup>ミ</sup>子<sup>コ</sup>無<sup>ナ</sup>親<sup>ウ</sup>族<sup>カ</sup>部<sup>ラ</sup>之<sup>ノ</sup>國<sup>ク</sup>唯<sup>タ</sup>獨<sup>ヒ</sup>難<sup>シ</sup>養<sup>ヤ</sup>育<sup>ナ</sup>比<sup>ヒ</sup>陀<sup>タ</sup>斯<sup>シ</sup>奉<sup>マ</sup>之<sup>リ</sup>云<sup>ハク</sup>爾<sup>ノ</sup>



時<sup>トキ</sup>下<sup>イデ</sup>去<sup>マシテ</sup>於<sup>ニ</sup>在<sup>ミ</sup>祖<sup>オヤノマス</sup>三<sup>ミ</sup>國<sup>クニニ</sup>令<sup>マセ</sup>坐<sup>タマヒキ</sup>多<sup>タ</sup>加<sup>カ</sup>牟<sup>ム</sup>久<sup>ク</sup>之<sup>ノ</sup>村<sup>ムラニ</sup>也<sup>ニ</sup>。

上宮記所載の書。

此の文は、釋日本紀述義、九男大迹天皇の條に引くところなり。抑、上宮記は、次の太子系譜の後にいへる平氏傳雜勘文に従ふときは、厩戸皇子の親作にして同書の成れる鎌倉時代までは、全編完備して世に傳はれるさまなれど、今日に於ては、僅かに此の一小斷篇の存するのみ。今釋紀の文を検するに諸本皆此の文中彌の如く方圍を施せるものを、賣と記したり。之を前の諸文より推せば、必ず悉く彌なりしならんを、轉寫の際、過りて當時慣用の賣に作りたるものなること。次の系譜に、伊斯賣、支彌と記して、確かにメミを分別したるにても明らかなり。されば、若し是等を彌に改むるときは、全く繡張の文と一體となりて、之を取りて、前の諸篇の間に伍せしむるも、毫も遜色なきにても、右の雜勘文のいふが如く、正しく厩戸皇子の親作ならぬにもせよ、必ず皇子在世若しくは近き時に成れる者なること、

上宮記の性質。



疑を容る可からず。唯年代の明徴なきを以て此處に序でたり。凡牟都和希王は、書紀に譽田別天皇と記し、應神天皇を申す。垂仁天皇の御子に、譽津別命といふが有り、元同義の御名ならん。經侯那加都比古、書紀に河派仲彦と見え、又記に倭建命子、息長田別王之子、杵侯長日子、此王之子飯野眞黑比賣、次息長眞若比賣、次弟比賣とあれば日本武尊の孫なり。但し經字誤寫なるべきよし、古事記傳に見ゆ。案ふに書紀に河派とあるより推せば、或は、經は涇の誤寫にてカハと讀むべきにや。

母々恩己麻和加中比賣の母々恩己は、通本に母恩己とあるより、古事記傳四十四に、母恩の間に、姉若しくは弟の字脱ちたり。又恩己は、息長の誤なりといへり。されども、應神段に、此天皇云云娶昨侯長日子王之女息長眞若中比賣生御子若沼毛二侯王とあるときは、必ず然らざるべし。こは此の段の末尾に、又此品陀天皇之御子若野毛二侯王、娶其母、弟百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣生子大郎子亦名意富富杼王、次忍坂之大中津比賣



母々恩己につきての考。

命、次田井之中比賣、次田宮之中比賣、次藤原之琴節郎女、次取賣王、次沙彌王とある文と此の一節と相似たるに、眞本釋紀に母々恩己とあるより考ふれば、母々恩己の恩は、思の古體恩なりしを寫し僻めたるにて、即ち百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣を畧稱して、百師木眞若中比賣と申し、にはあらざるか。踐坂大中比彌王は、書紀に忍坂大中姫命と見えたり。踐を、オシに充つる所以明らかならず。

意富富等王は、記に意富富杼王と見ゆ。布遲波良己等布斯郎女は、衣通姫のことなり。久留比彌命は、記に黒日賣と記し、汗斯王は書紀に彦主人王ヒコウヂと見えたり。伊久牟尼利比古大王は、垂仁天皇を中し、書紀に、活目入彦五十狹茅天皇と記せり。此の一節、汗斯王娶といふ語は、布利比彌命也まで管到す。古文の法に注意すべし。伊波都久和希、書紀に、磐鍾別命とあり。布利比彌は同じく振媛とありて、其の間、六世の人名、他に所見なし。

彌乎國高島宮は、書紀に近江國高島郡、三尾之別業と見ゆ。三國

古文法。



彌乎國高島宮の書紀に、近江國高島郡三月の別名

上宮太子系譜。

坂井は、同書に三國、坂中井中此云那と見え、又倭名抄に、越前國坂井郡、佐加乃井とあり。乎富等大公王は、書紀に、男大迹天皇と記して、繼體天皇を申す。多加牟久之村は、書紀に高向高向者越前國邑名とあり。比陀斯奉の奉字は、真本釋紀、舉字に作る。こは、恐らくは奉字の古體拳なりしを、誤寫せしならん。故に今一本に従ひて改めたり。

第九 上宮太子系譜 證本寫真第九

法大王ノリ、オホキミ

娶ミアヒマシテ食部カシハデノ加多夫カクタフ古臣コノオミノ女子ムスメ名ミナハ菩支ホキ支ギ彌女ミノイラツ

郎生兒メニアレマセルミコ

春米女王ツキシネノヒメミコ

已乃斯里王コノシロシロノミコ



久波修女王。

久波修女王

波等利女王

三枝王。

三枝王

兄伊等斯古王

弟麻里古王

次馬屋女王

合七王也

娶巷宜汗麻古大臣女子名刀自古郎女

生兒

山尻王

財王



俛支王ヘキ

片岡王カタカ

四王也ヨハシラマシキ

娶乎波利王女名韋那部橘王生兒ミアヒマシテハハカリミムスメミナハナベタチバナニアレマセルミコ

白髮部王シラカベ

手嶋女王テシマ

二王也

山尻大王ヤマシロオホミコ

娶其妹春米王生兒ミアマヒシテツキイロトツキシネノヒメミコニアレマセルミコ

難波王ナニハ

麻里古王マロコ

弓削王ユゲ



作サ作サ女王

加カ布フ加カ王

乎チ波ハ利リ王

合六王也

弟イロト俛ヘ支キ王

娶ミアヒマシテ巷ソ宜ガ大オ野ホ君ヌ名キミ多ナ利ハ支タ彌リ女キ子ガ名ム伊ス斯メ

賣メ支キ彌ミ生ニ兒アレマセル

一ヒト男ハシラ二ノ女ヒコ

多タ米メ王ヲ父ミオヤノ天カ皇ムサヒ崩リ後ノチ

娶ミアヒマシテ庶マ母イロハ間ハ人シ孔ビトノ部アナホ王ベ生ヒメ兒ミコニ

佐サ富ホ女メ王

一ヒト也ハシラマシキ



長谷部王

娶姨佐富女王生兒

葛城王

多智奴女王

娶大伴奴加古連女子名古古郎女

生兒

波知乃古王

錦代王

二王也

久米王

娶他田宮治天下大王女子名由波利王



生兒アレマセル

男王ヲノコミコ

星河女王ホシカハノミコ

佐富王サホノミコ

三王也ミハシラノミコマシキ

又娶食菩支支彌女郎弟比里古女郎生マタミアヒマシテカシハデノホキキミイラツメノイロトヒコロイラツメニアレマセル

兒

高椅王タカハシノミコ

一也ヒトハシラマシキ

第九遺文の出所。

上宮記の作者。

此の系圖は、平氏傳雜勘文、上三、上宮太子御子孫竝びに妃等事の條に、上宮記下卷、注云として舉げたるものなり。其の末に、已上御子孫等惣三十人者以之爲本說、可勘同異。凡上宮記三卷者太子御作也、尤可祕藏之。仁和寺派平等院經藏有以關白御本書



了云々、但注<sup>ハ</sup>後人撰<sup>レ</sup>之。私云名字等或前後或不同<sup>アラシヘテ</sup>准知會者哉、然而大概<sup>ハ</sup>見<sup>エタリ</sup>可<sup>ニ</sup>祕藏。日本記者、此事一向無之。云々とあるが如く、こは本來の注にはあらざるへけれど、其の記載の體、假名の文字等より推すときは、必ず太子薨後間もなく記せるものたるや疑なし。されば、其の年代確ならざれども、取りて遺文中に加へたり。

此の系譜法王帝説にも出でたり。今そを此の系譜の如く排列して擧ぐれば、

聖徳法王

娶膳部加多夫古臣女子名菩岐岐美郎女生兒

春米女王

次長谷王

次久波太女王

次波止利女王

次三枝王



次伊止志古王

次麻呂古王

次馬屋女王

已上八人

又聖王

娶蘇我馬古叔尼大臣女子名眉古郎女生兒

山代大兄王

次財王

次日置王

次片岡女王

以上四人

又聖王

娶尾治王女子位奈部橘王生兒

白髮部王

次手嶋女王

合聖王兒十四王子也

山代大兄王



娶庶妹春米王生兒

難波麻呂古王

次麻呂古王

次弓削王

次佐々女王

次三嶋女王

次甲可王

次尾治王

聖王庶兄多米王其父池邊天皇崩後

娶聖王母穴穗部間人王生兒

佐富女王也

の如くにして、俾支王長谷部王及び久米王の譜を闕く、而して、此の法王帝説に、三枝王を一王と算へて、八王となしたるは、全く此の系譜に三枝王とは三子なる三王の總稱なることを解せざるものにして、偶、以て帝説の時代の此の系譜より、遙かに三枝王は三ツ子なり。